

平成24年 8 月 30 日
薬物乱用対策推進会議

合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策

多様化する乱用薬物への対応については、第三次薬物乱用防止五か年戦略「目標 3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底」の「(5) 多様化する乱用薬物への対応」に盛り込まれた基本的な方針に基づき推進してきたところであるが、最近、「合法」と称してハーブなどの形態で販売される幻覚作用等を有する薬物を使用した者が、意識障害、嘔吐、痙攣、呼吸困難等の健康被害を起こす事例が多発していることから、更なる乱用拡大を防止するため、当面以下の対策を強力に推進することとする。

1 監視指導・取締りの強化

(1) 指定薬物への指定の迅速化

- ・ 指定のための要件となっている薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会の開催頻度を増やすとともに、現在、日本に流通していないものであっても、海外の流通実態や危険情報を基にして迅速に指定薬物の指定を行う。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物の指定を迅速化するための環境整備として、店頭に新しい製品が流通した場合に速やかに毒性の検査・分析するため、行政が強制的に収去できるよう必要な法改正を行うとともに、買い上げ又は収去した製品の検査・分析体制を整備する。(厚生労働省)
- ・ 化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する包括指定について、化学的な構造が類似であることにより中枢神経系に同じように作用を及ぼすと合理的に類推できるか、罪刑法定主義の観点から規制対象が明確であるか、試験・分析体制をどのように整備するかなどの課題について検討して、速やかに結論を得る。(厚生労働省)

(2) 販売事業者に対する取締り等の強化

- ・ 都道府県警察と都道府県等の衛生主管部局が連携を強化し、販売実態（インターネットを含む。）の把握に努め、販売する可能性がある店舗等に対し、指導・警告を実施する。(警察庁・厚生労働省)
- ・ 規制薬物・指定薬物の取締りを強化する。(警察庁・厚生労働省)
- ・ 薬物の鑑定体制や指定薬物の判定に必要な装備資機材等の整備に努め、現場執行力の強化を図る。(警察庁)
- ・ 流通等につき、適用可能な刑罰法令があれば、適切に対応していく。(法務省)
- ・ 麻薬取締官・員が、指定薬物についても取締りを行うことができるよう必要な法改正を行う。(厚生労働省)

(3) 関係機関の連携強化

- ・ 消費生活センターを通じて寄せられた情報を関係省庁と共有する仕組みを検討する。(消費者庁)
- ・ 指定薬物に関しても、関係省庁間で必要な意見交換や情報共有を促進し、水際を含め、摘発に当たっての一層の連携強化を図る。(警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁)

2 予防啓発の強化

(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実

- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例についての情報提供を積極的に行い、学校関係者の理解と協力を確保しつつ、保護者及び少年に対する広報啓発を推進する。(警察庁・文部科学省)
- ・ 啓発資料を都道府県教育委員会等に対して周知し、この種薬物を含む薬物乱用防止について適切な指導を依頼する。(文部科学省・厚生労働省)
- ・ 中学生・高校生に配布する心と体を守る啓発資材や大学生向けの薬物乱用防止啓発パンフレットを活用し、この種薬物の危険性・有害性を含めた薬物乱用防止教育を継続する。(文部科学省・厚生労働省)

(2) 地域における未然防止対策の強化

- ・ ポスター及びチラシを作成し、都道府県薬務課や公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会に対し、青少年の目につきやすい場所へのポスター掲示や、青少年が集まる機会をとらえてのチラシ配布を依頼する。(厚生労働省)
- ・ 夏休みに、薬剤師会等と協力し、この種薬物の危険性についての講演や資料配布による広報啓発活動を行う。また、都道府県に対して、青少年が販売店舗に入店しないようパトロールを行うように依頼する。(厚生労働省)
- ・ 既存の啓発読本全てにおいて、この種薬物の危険性が理解できるよう記載の充実を図り、紙面を今までより割く等の工夫をして効果的な広報啓発を行う。(厚生労働省)

(3) 広報啓発の強化

- ・ 本年7月実施の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、広報啓発を強化したところであるが、同月間終了後も各種広報媒体を効果的に活用し、広報啓発を引き続き強化するよう各都道府県の青少年担当部局に依頼する。(内閣府)
- ・ 啓発ポスターやチラシを、消費生活センター等の協力を得て配布する。(内閣府・警察庁・消費者庁・厚生労働省)
- ・ 海外旅行者等に対しこの種薬物も含めた薬物の危険性について関係省庁と連携して注意喚起を行う。(財務省・内閣府)
- ・ この種薬物に係る情報を一元的に収集・提供できる仕組みを設けるとともに、相談に応じる体制を整備する。(厚生労働省)
- ・ 例年10月～11月に行う「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」において、今年はこの種薬物に関する啓発を特に積極的に実施するよう開催要項に盛り込み、都道府県に対して、啓発実施の徹底を依頼するとともに、薬剤師会や薬物乱用防止指導員等とも連携して広報・啓発を進める。(厚生労働省)